

4 調査対象とならなかった事例

平成28年度に受け付けた苦情で、調査の対象外となったものは次のとおりです。

・ オンブズマンの職務に関する事項（オンブズマン条例第6条(5)）

「オンブズマンの職務に関する事項」に該当するため、オンブズマンの調査の対象外となったものです。

内容・申立ての趣旨
(1) 地震災害に伴うごみの放置 地震災害に伴うごみのごみ収集所に放置され様々な問題が生じている。過去にごみ収集所のごみ放置の問題についての苦情申立てを調査対象外としたオンブズマンの対応にも納得できない。
(2) 市の危機管理体制 熊本地震によって、市政における様々な問題が生じているが、過去に市の危機管理体制の改善につながるような苦情申立てを調査対象外としたオンブズマンの対応に納得できない。

・ 自身に直接の利害を有していないもの（熊本市オンブズマン条例15条(2)）

申立内容について、申立人自身が利害を有していると言えないので、調査の対象外となったものです。

内容・申立ての趣旨
(3) 解体予定家屋の所有者への被災者支援 熊本地震で被災する以前から倒壊のおそれがあった家屋の所有者が、被災者支援制度を申請することについて納得できない。

・ 1年以上経過しているもの（熊本市オンブズマン条例15条(3)）

苦情の申立てに係る事実があった日又は終わった日から1年以上経過しているため、調査の対象外となったものです。

内容・申立ての趣旨
(4) 市道との境界立会い 境界立会いを行い、確定した境界について納得できないので取り消してほしい。
(5) 公務災害の認定申請 公務災害の認定申請を行った際の、市の対応に納得できない。

・調査が相当でないもの（熊本市オンブズマン条例 15 条 (5)）

苦情申立ての趣旨が不明瞭であり、趣旨を特定するために何度も連絡を行ったものの、申立人から協力が得られず、趣旨が特定できないため、及び苦情申立ての趣旨に係る事実、目的等を総合的に勘案し、他の機関での救済措置が相当である認められるため、オンブズマンが「調査が相当でない」と判断し、調査対象外となったものです。

内容・申立ての趣旨
(6) 交通指導員の委嘱
(7) 人事委員会事務局の対応

5 調査を中止した事例

平成 28 年度に受け付けた苦情で、調査を中止したものは次のとおりです。

・調査開始後に調査の必要がなくなったもの(熊本市オンブズマン条例 17 条)

調査開始後に申立人自らが、申立てを取り下げられたもの等です。

内容・申立ての趣旨
(1) 固定資産税に関する相談 固定資産税の軽減措置の適用について、市に相談していた件について返答がないことに納得できない。
(2) 被災家屋の一部解体 被災した自宅の公費解体を申請したが、申請前にすでに一部自費解体していた部分の補助は受け付けられないという説明に納得できない。
(3) 児童の不登校に関する相談 学校や関係機関が関わっているとの説明があったが、地域一体で解決する姿勢が感じられない市の対応に納得できない。